

令和7年11月7日

お知らせ

課名	労働雇用政策課
担当	産業人材育成班 橋本・矢部
内線	5267、5271
電話	086-226-7387

令和7年度「卓越した技能者」の表彰対象者が決定しました

令和7年度「卓越した技能者」（通称「現代の名工」）として、本県関係では次の方が厚生労働大臣から表彰されることになりましたので、お知らせします。

記

1 被表彰者

氏 名	かとう けいこ 加藤 啓子	まつしま つなお 松島 綱男
年 齢	76歳	77歳
職 種	婦人・子供服仕立職	写真工
所属名	あとリエKEIKO	有限会社松島写真場
所在地	岡山市北区小山243-10	岡山市中区浜1丁目12番1号
功績の概要	独自の才能を活かしてデザインを思考し、日々、裁縫技術の向上に努め続けている。1級婦人子供服製造技能士を取得後、各種洋裁技能競技大会等へ出品し常に上位で入賞する等、卓越した技能を有している。また、技術の鍛錬を怠らず、他の追随を許さない高い技術を持っている。 現在は岡山県洋裁技能協会・技能士会の専務理事として、協会活動に尽力するとともに、「ものづくりマイスター」として、後進の指導・育成にも積極的に取り組み、優れた技能を伝承する等、実績を残している。	1級写真技能士を取得し、肖像写真の撮影技術においては業界における第一人者と評され、各種写真コンテストにおいて優秀な成績を収める等、卓越した技能を有している。 写真業界の主流となっているデジタル写真に関する新しい撮影技術の研究・習得に努めるとともに、従来のネガ処理技術の伝承にも積極的に取り組んでいる。 また、中国ブロック写真家連合会会長、（一社）日本写真文化協会常任理事等、業界団体の要職を務め、写真業界の発展に尽力した。
推薦者	岡山県知事	岡山県知事

2 表彰式

(1) 日 時 令和7年11月10日（月）14:00～15:00

(2) 場 所 リーガロイヤルホテル東京（東京都新宿区戸塚町1-104-19）

3 参 考

- ・表彰基準は、裏面の技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号）のとおりです。
- ・当制度は昭和42年に創設され、令和7年度は59回目

技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号）

（目 的）

第一条 この規程は、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の
気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

（表彰者及び被表彰者）

第二条 表彰は、厚生労働大臣が、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- 一 きわめてすぐれた技能を有する者
- 二 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- 三 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- 四 他の技能者の模範と認められる者

（表彰の方法等）

第三条 表彰は、毎年1回、表彰状、卓越技能章及び褒賞金を授与して行うものとする。

2 表彰状の様式は、別表第1のとおりとする。

3 卓越技能章は、盾及び徽章とし、その形状及び制式は、別表第2のとおりとする。

（被表彰者の選定）

第四条 表彰を受ける者は、都道府県知事、全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくは
はその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他当該表彰を受ける者の
推薦に当たる者が推薦した者のうちから、厚生労働大臣が選定する。

2 厚生労働大臣は、前項の規程により選定を行うに当たっては、これを公正かつ適
切に行うため、技能者表彰審査委員の意見をきくものとする。

3 技能者表彰審査委員に関し必要な事項は、別に定める。

（表彰状等の返納）

第五条 厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、拘
禁刑以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあったときは、
これを返納させることができる。

（細 目）

第六条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は、厚生労働省
人材開発統括官が定める。